

被害防除措置

1. 隣接農地耕作者への説明 有（〇〇件） 無

2. 造成を伴う場合（駐車場、資材置き場、住宅、店舗、事務所、工場等）
 - (1) 転用地からの土砂の流出、崩壊等に対する被害防除措置
 - ①法面保護の概要（擁壁等）
 - ・農地との境界に段差があり、法面が生じるので、コンクリート用壁により土留めを施工し、隣接農地への土砂等の流出を防止します。
 - ②造成工事中の措置
 - ・掘削面にはシート等で覆土をして、法面が崩れるのを防ぎます。
 - ・周囲の農地に土砂粉塵が飛散しないよう建築敷地周囲に防塵ネットを設置します。
 - (2) 農業用排水施設の機能に支障を及ぼさないための被害防除措置
 - ①雨水の排水方法
 - ・敷地内浸透処理として、雨水流出を防ぎます。
 - ②用排水の機能に対する措置
 - ・自営工事により、用水改修工事を行います。なお、工事中は、現在流れている水量を確保するよう仮設水路を設置します。
 - ・下流域に影響のないよう現況のまま残します。

3. 構築物の建設に伴うもの（住宅、店舗、事務所、工場等）
 - (1) 周辺農地への日照、通風等に支障を及ぼさないための被害防除措置
 - ①緩衝地（建物からの距離）、緑地等の概要
 - ・建物の高さを〇〇m離して建てるので、隣接農地への日照、通風に影響はない。
 - ②建物の高さ
 - ・建物の高さを〇〇mに抑えたので、隣接農地への日照面での影響はありません。
 - ③その他（光の遮断措置、防風ネットの設置等）
 - ・夜間照明の影響がないよう隣接農地との境に遮断屏を設置します。
 - ・建物の構造により、風力が増すので防風ネットを設置します。
 - (2) 農業用排水施設の機能に支障を及ぼさないための被害防除措置
 - ①雨水の排水方法
 - ・敷地内浸透処理として、雨水流出を防ぎます。
 - ②汚水の排水方法
 - ・し尿、雑排水は、合併浄化槽とトレンチにより敷地内浸透処理とします。
 - ・し尿、雑排水は、軽井沢町公共下水道に接続します。
 - ③用排水の機能に対する措置
 - ※上記1.（2）②と同様の措置について記入すること。

4. その他の事由により周辺の営農条件に影響を及ぼす恐れがあると認められる場合
◎発生の内容とその防除措置について記入すること。
(例) 粉 塵
捨 石……造成工事により出た石は別の地域に運搬し、隣接農地等に入らないようにします。
砂利採取……運搬車両から、積み砂利が落下しないようシートで防御します。